平成２６年（フ）第１５１号
大分県別府市大字鶴見1970番地の１　市営古賀の口住宅Ｂ棟303号
債務者　本母　直樹
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９９号
大分市大字中判田2038番地の109
債務者　吉田千代美
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２４号
大分市大字森町594番地の７
債務者　山内百合子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９５号
宮崎市橘通東５丁目２番13号　ウィステリアコート305号、前住所宮崎市大淀２丁目８番15号　クレーシェル207号
債務者　中尾　智子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２００号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8341番地
債務者　寺尾　隆裕
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８９号
北九州市門司区上二十町１―23　あわじ荘２号、住民票上の住所北九州市小倉南区下城野３丁目７番11号　202
債務者　北原　恵梨
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３４２号
北九州市小倉北区片野４丁目４番26―601号
債務者　竹馬由美子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３６５号
北九州市八幡西区瀬板２丁目15番17―804号
債務者　井手　典子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１８号
兵庫県篠山市宮田169番地２　クレール102号
債務者　藤原さゆり
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第２２２６号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字篭田31番地32メゾンアイⅢ102号、従前の住所愛知県知多郡阿久比町大字横松字西側15・16合番地
債務者　三島　里美
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１０５号
愛知県小牧市大字三ツ渕1852番地１
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３６号
栃木県那須塩原市井口1085番地37
債務者　人見　純子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５９号
栃木県宇都宮市雀の宮４丁目24番25号　シティハイムタキザワ２―103
債務者　島根　昭夫
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０６６号
横浜市戸塚区名瀬町774番地32
債務者　高橋美和子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２１０号
横浜市南区別所１丁目３番32号　第２望月ビル402
債務者　坂野　圭祐
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２６３号
横浜市金沢区並木１丁目２番１―510号
債務者　宮川　光子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部